

指定申請等に係る提出書類一覧表

届出内容		提出書類	指定申請書	機械器具調書	誓約書	主任技術者選任・解任届出書	指定事項変更届出書	廃止・休止・再開届出書	登記事項証明書	定款又は寄付行為の写し	住民票	主任技術者免状又は主任技術者証の写し（本人確認できるもの）	指定更新時確認事項調査票	事業者証再交付申請書	現在有効な事業者証	提出期限等
指定申請(法人)	(法25条の2)		○	○	○				○	○		○				機械器具の写真 事業所の案内図
指定申請(個人)	(施行規則18～20条)		○	○	○						○	○				
主任技術者の選任	(法25条の4)					○						○				遅滞なく 注)1
主任技術者の解任	(施行規則21、22条)					○										
更新申請(法人)	(法25条の3の2)		○	○	○				○	○		○	○			変更のあった日又は 廃止・休止した日から 30日以内
更新申請(個人)			○	○	○						○	○	○			
変更等	氏名又は名称(法人)				○		○		○	○						
	氏名又は名称(個人)				○		○				○					
	法人の代表者				○		○		○	○						
	法人の役員氏名				○		○		○							
	事業者の住所(法人)						○		○	○						
	事業者の住所(個人)						○				○					
	事業者の電話番号						○									
	事業所の名称、所在地、電話番号						○									
	給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号						○					○				
	廃止、休止							○							○	
再開							○								再開日から10日以内	
事業者証の再交付													○	○	手数料1,000円	

注)1 指定を受けたときは、指定の日から2週間以内、主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内